

議案第 101 号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第 291 条の 11 の規定により、本議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 11 日

三朝町長 吉 田 秀 光

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年県指令市振 3 第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第18条関係）		別表（第18条関係）	
区分	負担割合	区分	負担割合
略		略	
滞納整理費	基本負担割 40% 均等割 30% 人口割 70% （最近の国勢調査人口による負担割合） 受託人数割 30% （前年度の受託人数による負担割合） 受託金額割 10% （前年度の受託金額による負担割合） 実績割 20%	滞納整理費	基本負担金 均等割 30% 人口割 70% （最近の国勢調査人口による負担割合） 件数割（移管件数 1 件当たり 1, 000 円） 徴収実績割（徴収した金額の 30%） 取立訴訟（民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）第 157 条第 1 項に規定する取立訴訟をいう。以下

<p>(前年度の徴収金額及び滞納処分の停止相当として受託取消した金額による負担割合) 取立訴訟(民事執行法(昭和54年法律第4号)第157条第1項に規定する取立訴訟をいう。以下同じ。)に係る経費は、当該取立訴訟案件の委託市町が負担する。 取立訴訟による徴収金額は、翌年度の実績割には算入しない。</p>	<p>同じ。)に係る経費は、当該取立訴訟案件の移管市町が負担する。 取立訴訟による徴収金額は、翌年度の徴収実績割には算入しない。</p>
略	略

附 則
この規約は、平成27年4月1日から施行する。